

開発行為等事務処理要領 新旧対照表

現行	改正案
○開発行為等事務処理要領 平成 8 年藤枝市訓令第 1 号 第 1～3 (略) 第 4 開発行為の許可 ア～ケ (略) コ 設計者の資格に関する申告書 (第 13 号様式) (開発区域の面積が 1 ヘクタール以上のものに限る。) サ 申請者の資力及び信用に関する申告書 (第 14 号様式) (自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が 1 ヘクタール未満のものを除く。) シ 資金計画書 (第 15 号様式) (自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が 1 ヘクタール未満のものを除く。) ス 工事施行者の能力に関する申告書 (第 16 号様式) (自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が 1 ヘクタール未満のものを除く。) セ～タ (略)	○開発行為等事務処理要領 平成 8 年藤枝市訓令第 1 号 第 1～3 (略) 第 4 開発行為の許可 ア～ケ (略) コ 設計者の資格に関する申告書※ (第 13 号様式) (開発区域の面積が 1 ヘクタール以上のものに限る。) サ 申請者の資力及び信用に関する申告書 (第 14 号様式) (自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が 1 ヘクタール未満の<u>開発行為で、宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を要さない</u>ものを除く。) シ 資金計画書 (第 15 号様式) (自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が 1 ヘクタール未満の<u>開発行為で、宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を要さない</u>ものを除く。) ス 工事施行者の能力に関する申告書 (第 16 号様式) (自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が 1 ヘクタール未満の<u>開発行為で、宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を要さない</u>ものを除く。) セ～タ (略) <u>※ 宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を要するもので、同法第 13 条第 2 項及び第 31 条第 2 項の規定により同法施行令で定める者の工事を行う場合は、開発区域の面積に関わらず、別途、同法施行令第 22 条に掲げる資格を有する者であることを証する書面を添付する。</u>

(2)～(4) (略) 第 5～16 (略) 第 17 地位の承継の承認 法第 45 条の規定による地位の承継の承認は、次により行うものとする。 (1) 規則第 20 条の地位の承継の承認申請書（規則第 14 号様式）に添付する図書は、次のとおりとする。 ア～エ (略) オ 申請者の資力信用に関する申告書（第 14 号様式）（自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が 1 ヘクタール未満の開発行為を除く。） カ 資金計画書（第 15 号様式）（自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が 1 ヘクタール未満の開発行為を除く。） キ 工事施行者の能力に関する申告書（第 16 号様式）（自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が 1 ヘクタール未満の開発行為を除く。） ク 工事の施行状況を示す書面 (2) (略) 第 18～22 (略)	(2)～(4) (略) 第 5～16 (略) 第 17 地位の承継の承認 法第 45 条の規定による地位の承継の承認は、次により行うものとする。 (1) 規則第 20 条の地位の承継の承認申請書（規則第 14 号様式）に添付する図書は、次のとおりとする。 ア～エ (略) オ 申請者の資力信用に関する申告書（第 14 号様式）（自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が 1 ヘクタール未満の開発行為<u>で、宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を要さないもの</u>を除く。） カ 資金計画書（第 15 号様式）（自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が 1 ヘクタール未満の開発行為<u>で、宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を要さないもの</u>を除く。） キ 工事施行者の能力に関する申告書（第 16 号様式）（自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が 1 ヘクタール未満の開発行為<u>で、宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を要さないもの</u>を除く。） ク 工事の施行状況を示す書面 (2) (略) 第 18～22 (略)
--	---

P36 第2号様式 (2 頁)

法令等の名称	区域区分等	有無の別及び面積	備考
都市計画法 開発行為等の許可に関する適用条項	市街化区域 市街化調整区域	有 (㎡) 無 有 (㎡) 無	用途地域 ()
第 条 項 号	都市計画施設	有 (㎡) 無	種類 ()
建築基準法	災害危険区域	有 (㎡) 無	
地すべり等防止法	地すべり防止区域	有 (㎡) 無	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	有 (㎡) 無	
砂防法	砂防指定地	有 (㎡) 無	
河川法	河川区域	有 (㎡) 無	
宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域	有 (㎡) 無 有 (㎡) 無	
農地法	農地・採草地 放牧地	有 (㎡) 無	
農業の振興地域の整備に関する法律	農用地区域	有 (㎡) 無	
森林法	保安林 保安施設地区 地域森林計画対象民有林	有 (㎡) 無 有 (㎡) 無 有 (㎡) 無	
自然環境保全法	自然環境保全地域	有 (㎡) 無	地区区分 ()
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律	特別保護地区	有 (㎡) 無	
文化財保護法	周知の埋蔵文化財埋蔵地	有 (㎡) 無	遺跡等の名称 ()
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律		有 (㎡) 無	
その他の法規制		有 (㎡) 無	
		有 (㎡) 無	
		有 (㎡) 無	

P36 第2号様式 (2 頁)

法令等の名称	区域区分等	有無の別及び面積	備考
都市計画法 開発行為等の許可に関する適用条項	市街化区域 市街化調整区域	有 (㎡) 無 有 (㎡) 無	用途地域 ()
第 条 項 号	都市計画施設	有 (㎡) 無	種類 ()
建築基準法	災害危険区域	有 (㎡) 無	
地すべり等防止法	地すべり防止区域	有 (㎡) 無	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	有 (㎡) 無	
砂防法	砂防指定地	有 (㎡) 無	
河川法	河川区域	有 (㎡) 無	
宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域	有 (㎡) 無 有 (㎡) 無	
農地法	農地・採草地 放牧地	有 (㎡) 無	
農業の振興地域の整備に関する法律	農用地区域	有 (㎡) 無	
森林法	保安林 保安施設地区 地域森林計画対象民有林	有 (㎡) 無 有 (㎡) 無 有 (㎡) 無	
自然環境保全法	自然環境保全地域	有 (㎡) 無	地区区分 ()
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律	特別保護地区	有 (㎡) 無	
文化財保護法	周知の埋蔵文化財埋蔵地	有 (㎡) 無	遺跡等の名称 ()
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律		有 (㎡) 無	
その他の法規制		有 (㎡) 無	
		有 (㎡) 無	
		有 (㎡) 無	

(3) 土地利用規制現況等

根拠法令 国土利用計画法 規制の種類 (地域区分)	面 積 ha	根拠法令 自然公園法 規制の種類 (地域区分)	面 積 ha
都市計画法		文化財保護法	
農振法 (農用地域)	()	宅地造成及び特定 盛土等規制法	
森林法			

(注) 1 上記のほか規制を受ける法令については、すべて記入すること。
2 国土利用計画法の欄には、土地利用基本計画による地域区分の細区分を記すこと。

3 土地利用計画

(1) 施設計画の概要

	施設名	面 積 ㎡	割合 %	数量・規模等についての概要説明
民間施設 (民間事業)	小 計			
	小 計			
公共施設 公益施設	小 計			
	小 計			
その他 計画	小 計			
	小 計	100		

(3) 土地利用規制現況等

根拠法令	規制の種類 (地域区分)	面 積 ha	根拠法令	規制の種類 (地域区分)	面 積 ha
国土利用計画法			自然公園法		
都市計画法			文化財保護法		
農振法 (農用地域)	()		宅地造成及び特定 盛土等規制法		
森林法					

(注) 1 上記のほか規制を受ける法令については、すべて記入すること。
2 国土利用計画法の欄には、土地利用基本計画による地域区分の細区分を記すこと

3 土地利用計画

(1) 施設計画の概要

	施設名	面 積 ㎡	割合 %	数量・規模等についての概要説明
自己用を含む 営業用施設	小 計			
	小 計			
公共施設	小 計			
	小 計			
公益施設	小 計			
	小 計			
その他	小 計			
	小 計			
合計			100	

備考 改正箇所は下線箇所である。
この基準は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。